

最高裁秘書第 2136 号

令和 7 年 7 月 7 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記 1 の苦情の申出について、函館地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記 2 の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

どのような資料を Teams を通じて庁内で共有することになっているかが分かる函館地裁作成の文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和 6 年 9 月 30 日付け（同年 10 月 2 日受付）

2 答申番号

令和 7 年度（情）答申第 13 号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話 03（4233）5240（直通）